

## 山城博治「共謀罪の危険性」

昨日、共謀罪法が施行されたが、『世界』7月号「インタビュー 沖縄の抵抗をとめることはできない」は示唆に富むことが多い。

リードから一沖縄平和運動センターの議長であり、沖縄県名護市の辺野古新基地建設への反対運動に長く携わってこられた山城さんは、昨年10月17日に逮捕され、さらにその後、保釈請求の却下や再逮捕などにより、152日間にわたる拘束を強いられました。……

(警察による拘束と取り調べの様子、

長期拘束の不当性が生々しく語られる)

ここでは標題「共謀罪の危険性」についての山城博治さんの発言を紹介しておきたい。



共謀罪が成立してしまえば、市民の抵抗に対する今回のような弾圧の範囲がさらに拡大し、強まっていくのではないかと懸念します。

取り調べの中で「共謀」について聞かれたと言いましたが、これは、路上にブロックを積んだなど、あくまで、すでに実行された行為についての話です。共謀罪が成立する前の現在ですら、実際には共謀も協議もしていないのに、私の演説に「拍手をした」とか、私が「目配せをした」といったことで「共謀した」と警察は言ってきたのです。拍手は「賛同」、演説を聞いたのが「協議」だと。これだけでも問題です。

さらに共謀罪まで成立してしまえば、実際には何の犯罪行為が行なわれていなくても、いつでも警察が恣意的な捜査ができるようになってしまいます。現在は、言いがかりのようなものであっても、やはり何らかの行為があったということで捜査や逮捕がなされることになっていますが、その前提を外してしまえば、ただゲート前のテントの中で話し合いをしているだけでも、捜査の対象にすることが可能になります。「一般市民には無関係」といっても、二人で協議すれば共謀が成立するというのだから、組織性も何もあったものではありません。共謀罪に反対ではないという人には、沖縄で起きている現実を見てほしい。組織犯罪などではなく、市民の抵抗が標的にされているんです。

政府は「裁判所がチェックする」などと法案を通すために言っていますが、現実として裁判所がチェック機能を果たしていないことは、今回の私の事例でもよくわかります。

裁判所の首根っこをおさえておいて、国民に向けては「裁判所があるから安心しろ」と言う。それに騙されてはいけないと思います。

(2017年7月12日)